

平成22年度実施方針

エネルギー対策推進部

1. 件名 エネルギー使用合理化事業者支援事業

2. 根拠法 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 第15条第1項第5号及び第6号

3. 背景及び目的

<背景>

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況下、2005年2月、地球温暖化防止京都会議で採択された京都議定書の発効により、我が国は2008～2012年度（第一約束期間）における温室効果ガス排出量を1990年度比で6%削減する義務を負うことになり、同年4月には「京都議定書目標達成計画」が閣議決定された。

産業分野においては、これまで、省エネルギー設備投資の推進、エネルギー管理の適正化等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、産業部門のエネルギー消費全体に占める割合は依然として最大であること、加えて民生・運輸部門におけるエネルギー消費の伸びが著しいことから、こうした分野において国を挙げてのエネルギー管理の強化、省エネルギーに資する技術、設備の導入等により、更なる省エネルギーを進めることが必要とされている。

<目的>

本事業は、事業者が計画した省エネルギーへの取組みのうち、「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費について支援することを目的とする。特に、先端的な設備・技術や中小企業の取組みに対する支援に重点を置くこととする。今後、高い省エネルギー効果が得られた、支援プロジェクトの内容を公表することによって他の事業者の一層の省エネルギー努力を促し、省エネルギー技術の普及を図る。

<実施の効果(平成21年度新規採択案件による見込)>

設備導入による省エネルギー効果 約26.7万kl/年(原油換算)

4. 事業内容

4-1. 事業概要

<事業概要>

エネルギーを使用して事業を行っている者が、更なる省エネルギーを推進するための設備・技術を導入する取組みに対し、当該事業に必要な費用の一部を補助する。

4-2. 事業方針

4-2-1 省エネ設備設置に係るもの(直接NEDOに申請する省エネ事業)

<補助要件>

①補助対象者

全業種を対象とする。ただし、シェアードESCO事業者及びリース事業者等が申請する場合は、設備設置事業者との共同申請とする。また、経営主体が異なる複数の工場等事業者間で総合的な省エネルギー対策を実施する複数連携事業については、連携する各事業者に

による共同申請とする。

②補助対象事業

「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いと認められる省エネルギー設備・技術の導入事業を対象とする。

なお、以下の事業については、重点的に支援する。

- ・ 省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた省エネルギー事業
- ・ 経団連環境自主行動計画等で位置付けられた省エネルギー事業
- ・ 積極的に公開された自社の自主行動計画に位置付けられた省エネルギー事業
- ・ 高性能工業炉導入事業
- ・ 天然ガス又は石油コージェネレーションを用いた廃熱利用設備導入事業
- ・ 業務その他部門(オフィスビル・小売店舗・病院・学校等)における省エネルギー事業
- ・ 中小企業(中小企業基本法の定義に基づく)における省エネルギー事業

③省エネ効果

省エネルギー率1%以上または省エネルギー量(原油換算)1000kl/年以上

④審査項目

- ・政策的意義

上記②で示した重点的に支援する省エネルギー事業であるかを審査する。

- ・省エネ効果

事業実施による省エネルギー効果について評価する。

- ・費用対効果

補助事業に要する経費1億円あたりの原油削減量について評価する。

- ・技術の普及可能性・先端性

技術の普及可能性・先端性の観点から評価する。

<補助率等>

補助率、補助金額上限及び事業期間は下表のとおりとする。

事業	補助率	補助金額上限	事業期間
単独事業	1/3以内	5億円 /事業	原則単年度事業 ※ただし、事業規模が大きい等により1年での実施が困難な事業であって、NEDOが必要と認める場合には、複数年にわたる事業とすることができる。
複数連携事業	1/2以内	15億円 /年度	
大規模事業	1/3以内		

4-2-2 高効率省エネ機器等の設置に係るもの(運輸関連の認定機器)

<補助要件>

①補助対象者

国土交通省による事前の要件審査・事業認定を受けた省エネルギー事業を実施しようとする者とする。

②補助対象事業

以下に示す事業で、「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる省エネルギー設備・技術の導入事業を対象とする。

- ・ 海上運送事業用船舶への省エネ設備・技術の導入事業

- ・ 貨物自動車運送事業者の保有する貨物自動車への省エネ機器の導入事業
- ・ 倉庫業者の事業所に設置されている機器を省エネ機器に代替する事業
- ・ トラックターミナルや荷さばき所などの物流拠点施設における設備等を省エネ化する事業
- ・ 貨物自動車運送事業者に EMS 用機器をリースし、EMS を実施させる事業、自動車運送事業者等が自ら EMS 用機器を導入し、EMS を実施する事業
- ・ 現在使用している機関車、旅客車両を省エネ型機関車、旅客車両へ代替する事業
- ・ 鉄道車両から発生する回生電力を吸収し、その電力を利用するための回生電力貯蔵装置を導入する事業
- ・ タクシー事業者等への省エネ設備・技術の導入事業
- ・ 荷主と物流事業者のパートナーシップにより省エネを図る事業
- ・ 航空機の運航を支援する空港内事業者等の GPU(航空機用地上動力設備)及び GSE (Ground Support Equipment) 導入による省エネ事業
- ・ 臨港地区において港湾貨物の荷役に供する設備について、現に設置されている設備等を省エネ化する事業

③省エネ効果

以下の省エネ効果の達成が見込まれる事業を対象とする。

- ・ 事業場、営業所等の場合
省エネルギー率1%以上
- ・ 設備・機器単体の場合
省エネルギー率10%以上

④確認・評価項目

- ・政策的意義
関係省庁が認定した省エネルギー事業であるかを確認する。
- ・省エネ効果
事業実施による省エネルギー効果または機器効率改善率について評価する。
- ・費用対効果
補助事業に要する経費1億円あたりの原油削減量について評価する。
- ・技術の普及可能性・先端性
技術の普及可能性・先端性の観点から評価する。

<補助率等>

補助率、補助金額上限及び事業期間は下表のとおりとする。

事業	補助率	補助金額上限	事業期間
単独事業	1/3以内	5億円/事業	原則単年度事業 ※ただし、事業規模が大きい等により1年での実施が困難な事業であつて、NEDOが必要と認める場合には、複数年にわたる事業とすることができる。

4-2-3 事業規模

<平成22年度事業規模>

エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) 24,010百万円

※1 業務管理費を含む。

※2 事業規模については変動があり得る。

4-3. これまでの事業実施状況

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
採択実績額 (百万円)	8,404	10,942	11,487	14,722	23,125	29,556	35,421	29,190
応募件数	199	231	176	339	473	391	539	423
採択件数	120	111	65	314	399	331	388	305

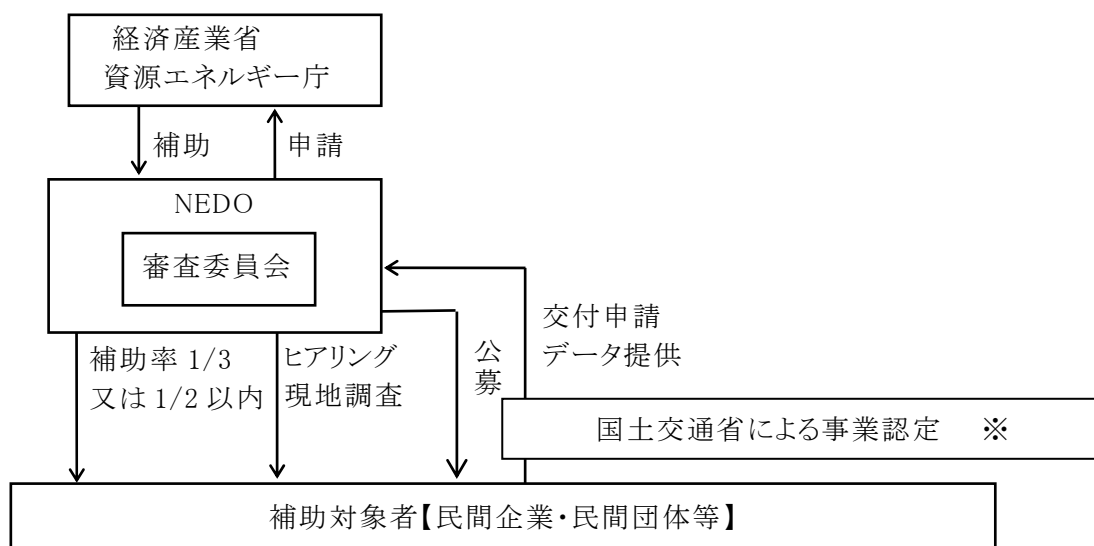
※1 H20 補正予算にかかる公募分を含む。

※2 件数には複数年度事業の採択分は除く。

5. 事業の実施方式

5-1. 実施体制

<実施スキーム>



※上記4-2-2 エネルギー使用合理化指定設備設置に係るものに限る

5-2. 公募

NEDO ホームページにて公募を実施する。なお、交付決定の状況により追加公募を行うこともあり得る。

5-3. 採択方法

①審査方法等

・審査方法

NEDO 内部にて事業内容のヒアリング等を行った後、外部有識者による事前書面審査・採択審査委員会を経て、契約・助成審査委員会により採択案件の選定を行う。

・採択審査委員会

大学教授を含む有識者で構成する。

・採択審査委員名の公表

採択結果を公表する際に同時に公表する。

②採択結果の公表・通知

採択者については、交付規程に基づき交付決定通知を行うとともに、簡単な事業内容を含めてプレス発表し、NEDO ホームページにも掲載する。

また、不採択者については、不採択理由を明記して不採択通知を行う。

6. その他重要事項

6-1 事業評価

NEDO は、我が国の政策的及び技術的観点並びに事業の意義、成果及び普及効果等の観点から、事業評価を平成22年度事業終了時に実施する。

6-2. 継続事業に係る取り扱いについて

複数年度にわたる事業であって平成21年度補助事業が完了し、平成22年度申請書及び実施計画書が平成22年3月31日までに提出された事業については、平成22年4月1日から事業実施可とする。

6-3. 成果報告

事業終了後、普及促進を目的に1年間データを収集・分析しその結果を成果発表会により公表する。

※補助事業実施後1年間に亘り、補助事業の効果に関する実績を測定した後、結果を90日以内に所定の様式により報告するものとする。

7. スケジュール

平成22年3月下旬	公募開始
平成22年4月上旬	公募説明会(全国主要都市を予定)
平成22年4月下旬	公募締切
平成22年6月中旬	部長会
平成22年6月下旬	契約・助成審査委員会 採択決定

※ 交付決定の状況により追加公募を行うこともあり得る。

8. 実施方針の改定履歴

平成22年3月 制定